

成年後見制度 市町長申立て マニュアル

令和 5 年 11 月

福井県

成年後見制度市町長申立てマニュアル 目次

I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度の概要	
（１）成年後見制度とは	2
（２）成年後見制度の改正	2
（３）法定後見制度の概要	3
（４）任意後見制度とは	8
（５）未成年後見制度とは	8
2 成年後見人等の職務	
（１）成年後見人等の３つの職務	9
（２）成年後見人等ができない行為	10
（３）成年被後見人の死後の事務	12
（４）成年後見人等の報酬	12

II 市町村長申立て

1 市町村長申立てとは	
市町村長申立ての根拠法令	14
2 市町村長申立ての実務	
（１）後見ニーズ（対象者）の発見	17
（２）ケース検討会議等の開催	20
（３）本人調査	21
（４）親族調査	22
（５）成年後見登記事項の確認	23
（６）本人情報シート、診断書の作成依頼、申立て類型の検討	24
（７）成年後見人等候補者の検討	25
（８）市町村長申立て要否の検討・決定	27
（９）申立て書類の作成等	27
（１０）家庭裁判所への申立て	30
（１１）審理	31
（１２）審判の確定	32
（１３）後見等の開始	32

Ⅲ 成年後見制度利用支援事業

1 成年後見制度利用支援事業とは	35
2 補助の対象となる事業	
（1）成年後見制度を利用する際の経費	35
（2）成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動	36
【参考】成年後見制度利用支援事業の実施にあたって	37

Ⅳ 日常生活自立支援事業と成年後見制度

1 日常生活自立支援事業の概要	39
2 日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係	40

Ⅴ 申立て関係様式

【家庭裁判所】

まず最初にお読みください	43
後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて	45
受理面接について	51
チェックシート	52
コピーの取り方	53
後見・保佐・補助開始申立書（記載例）	54
代理行為目録（記載例）	63
同意行為目録（記載例）	65
申立事情説明書（記載例）	67
親族関係図（記載例）	75
親族の意見書	76
後見人等候補者事情説明書（記載例）	79
成年後見人等候補者陳述書	83
財産目録（記載例）	84
収支予定表（記載例）	87
相続財産目録（記載例）	89
同意書（保佐用）	92
同意書（補助用）	93
主治医の先生へ	94
「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ	96

成年後見制度における診断書作成の手引／本人情報シート作成の手引き …	97
診断書（成年後見制度用）	142
鑑定連絡票	144
本人情報シート（成年後見制度用）	145
【法務局】	
「登記されていないことの証明申請書」、記入例	147

VI 参考資料

○ 成年後見制度に関する福井県内の関係機関一覧	151
-------------------------------	-----

I 成年後見制度の概要

※「障がい」と「障害」について※

本マニュアルでは、法令で定められている場合や固有名詞を除き、一般的に使用する場合は「障がい」「障がい者」と記載しています。

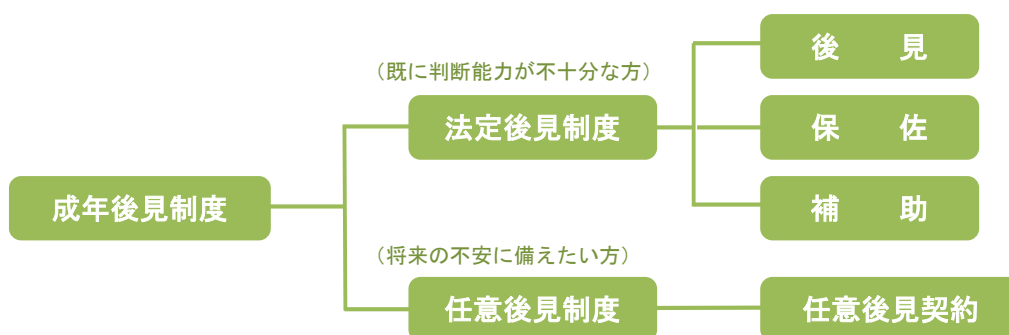
1 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや福祉施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害を受けるおそれもあります。

このような判断能力が十分ではない方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人を保護し、支援する者を選ぶことで、本人を法律的に保護・支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶようになっています。



(2) 成年後見制度の改正

平成12年4月1日から施行された現行の成年後見制度は、それまでの民法上の禁治産・準禁治産制度(明治31年施行)を大幅に見直したもので、「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」という新しい理念と、従来からの「本人保護」の理念との調和を図り、本人の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を目指しています。

主な変更点は次のとおりです。

①補助類型の追加

本人の多様な判断力や保護の必要性に応じた柔軟かつ弾力的な対応を可能とするため、「後見」(以前の禁治産にあたる)、「保佐」(以前の準禁治産にあたる)に加えて「補助」を新設した。

②任意後見制度の創設

本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度を創設した。

③成年後見登記制度の新設

禁治産者、準禁治産者のように戸籍へ記載されると抵抗感も強いことなどから、戸籍への記載をやめ、「成年後見登記制度」により東京法務局の登記ファイルへ記録することとした。

④市町村長申立権の付与

本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときには、市町村長が法定後見開始の審判申立てを行うことを可能とした。

(3) 法定後見制度の概要

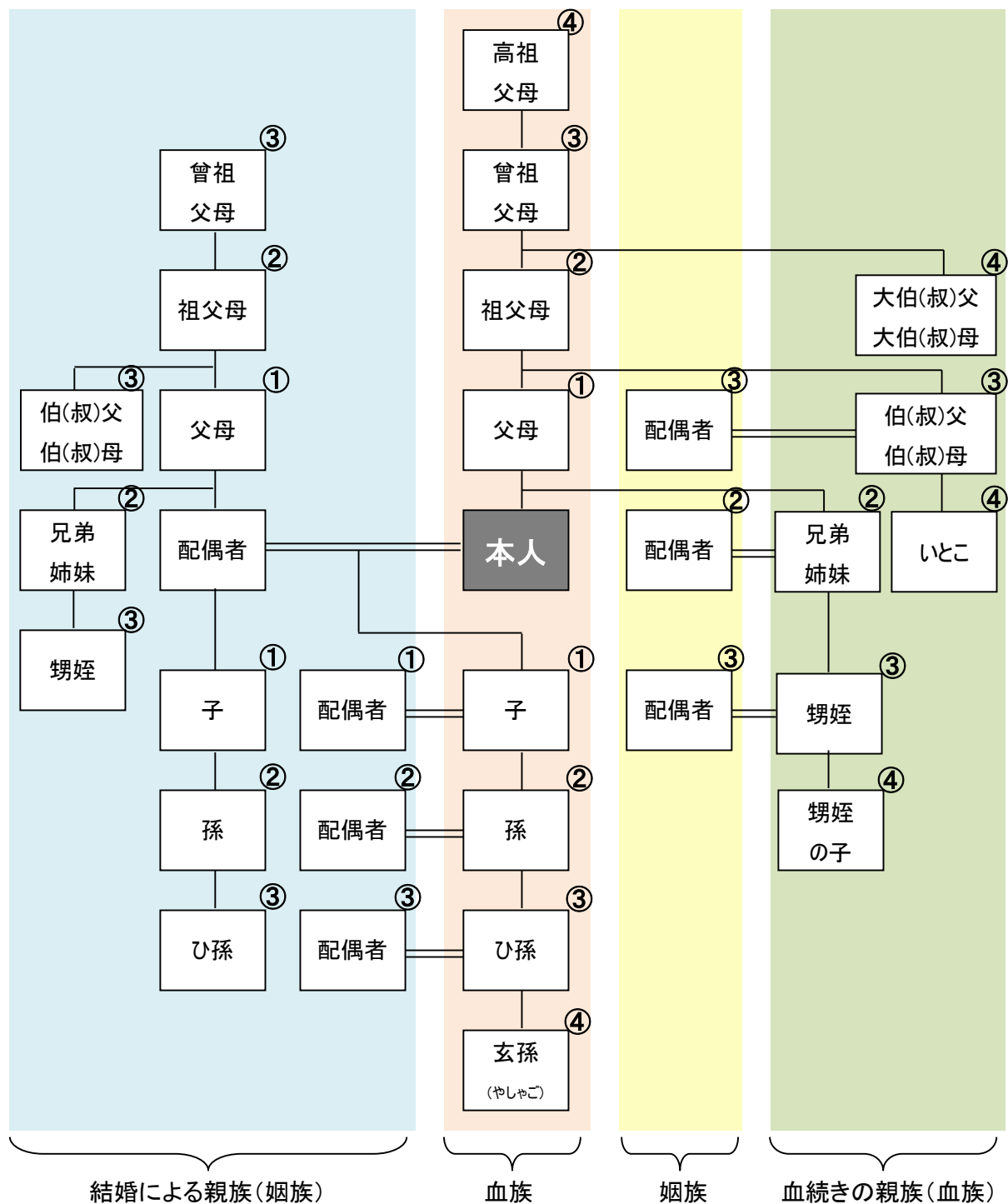
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。）が、本人の利益を考えながら、本人の意思決定の支援に努め、必要に応じて本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を支援・保護します。なお、障害者権利条約の批准を受けて、近年では、法定代理権や取消権等の代行決定権限の行使に先立って、まずは本人が自ら意思決定できるように支援をすること（たとえば、情報をわかりやすい言葉で説明しなおす等）が必要であるという考え方（意思決定支援）が一般的になってきていることにも留意してください。

「後見」「保佐」「補助」の概要は次項のとおりです。

▼「後見」「保佐」「補助」の概要

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	対象者 (判断能力)	精神上の障害により 事理弁識する能力を <u>欠く</u> 常況にある者	精神上の障害により 事理弁識する能力が <u>著しく不十分</u> な者	精神上の障害により 事理弁識する能力が <u>不十分</u> な者
開始の手続き	申立て権者	・ 本人、配偶者、四親等内の親族(※1)、検察官等 ・ 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約法) ・ <u>市町村長</u> (整備法：老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)		
	診断書	必要(裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う)		
	本人の同意	不 要		必 要
機関の名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	支援者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・取消権	付与の対象	日常生活に関する行為(※2)以外の行為	民法第13条第1項各号(※3)記載の行為のほか、同条2項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判を経た行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 (+民法第13条第2項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判)	補助開始の審判 +同意権付与の審判 +本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
代理権	付与の対象	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	補助開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意
責務	職務	本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	
	身上配慮義務	本人の意思を尊重し本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

(※1) 四親等内の親族の範囲



※「親族」とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法第 725 条)

(※2) 日常生活に関する行為の範囲

本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念に基づき、成年被後見人についても、法律がそこまで介入すべきではないとの理由から、日常生活に関する行為については取り消すことが出来ないとされています。具体的には、以下のような行為です。

日常生活に関する行為（想定）	日常生活に関する行為でない（想定）
・食料の購入 ・通常の衣料品の購入 ・医療費、薬品代の支払い ・家庭雑貨の購入 ・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い ・若干の娯楽への支払い 等	・借財（金額を問わない） ・高額な電化製品の購入 ・カードによる購入 ・カード会員の加入行為 ・通信販売での購入 ・訪問販売での購入 ・割賦販売での購入 ・電話勧誘販売での購入 等

(※3) 「民法第 13 条 1 項」所定の行為

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成 15 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。

② 類型と特徴

後見類型

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。

これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

保佐類型

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。

これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為（民法第13条第1項）については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為は取り消すことができます。

また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権を付与し、あるいは同意権・取消権の範囲を拡張することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与の審判には本人の同意が必要となります。

補助類型

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等をするについて代理する権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案にお

いて必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。

補助の対象者は、不十分ながらも後見及び保佐の対象者と比べると一定の判断能力を有しているため、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること、または本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査等を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与及び代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

（４）任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ受任者(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものです。

本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」(弁護士などの専門職が就任)の監督のもと、本人を代理することにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

受任者は、親族、専門職、知人等のだれでもなることができ、契約内容も自由に決めることができます。但し、契約は「公正証書」による必要があり、その契約が有効になるためには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所へ行い、任意後見監督人が選任される必要があります。

なお、任意後見人は、成年後見人等とは異なり、同意権、取消権はありません。

（５）未成年後見制度とは

未成年者は原則として、その親が親権者として付くことで保護することになります。しかしながら、親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして、親権者がいなくなることがあり、その場合には家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人が選任され、未成年者の保護にあたることになります。これを「未成年後見人」といいます。

申立てをできるのは、未成年者の親族、意志能力を有する未成年者自身、利害関係人となり、後見人が選任されると、原則として未成年者が満 18 歳に達するまで、未成年者の身上保護や財産管理を行い、その事務内容については家庭裁判所に定期的に報告する義務を負います。

2 成年後見人等の職務

(1) 成年後見人等の3つの職務

① 身上保護

身上保護とは「被後見人の生活や健康、療養などのお世話を行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上保護に関する「法律行為(又はこれに付随する行為)」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上保護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項(診療契約、入院契約、医療費の支払等)
- イ) 住居の確保に関する事項(賃貸借契約、賃料の支払等)
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等に関する事項(施設契約、施設費支払等)
- エ) 介護・生活維持に関する事項(介護契約、生活保護申請、利用料支払等)
- オ) 教育・リハビリに関する事項

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めることになります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務になります。

さらに、必要な場合には、生活保護の申請や、介護保険における要介護度の認定に対する異議申立てなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務です。

② 財産管理

財産管理とは、被後見人の財産を適正に管理することで、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理(固定資産税の支払を含む)
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費(公共料金など)の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」、「遺留分侵害額の請求」などの法律行為

また、被後見人は、財産管理能力が十分ではないため、同人が無断で法律行為(売買契約など)を行った場合には、被後見人にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、成年後見人等は被後見人の財産を散逸させないように法律行為についての取消を行うことになります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産(被後見人が現に居住している住居、又は将来被後見人が帰住する際の住居)について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。

③ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内(通常は就任から1か

月以内)に、被後見人の資産や収入等の調査を行った上、「財産目録」及び「収支予定表」の作成(その内容を証明する資料(預金通帳の写しなど)も添付)を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調製期間の伸長の申立」を行い、報告期限を延長する手続が用意されていますが、家庭裁判所に相談してください。

また、成年後見人等は、適時に(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ

- ・後見事務報告書
- ・財産目録
- ・収支予定表

を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

最後に、被後見人の死亡等により成年後見業務が終了した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、後見業務期間中の管理計算報告を行います。

(2) 成年後見人等ができない行為

① 事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、訪問介護員などの専門職にゆだねることになります。

② 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上保護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

③ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療的行為に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

④ 一身専属的な権利の代理行為

結婚、離婚、養子縁組、離縁などは、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってのみなされるべきであるとされており、成年後見人等といえども権限としては与えられていません。

【成年後見人等と保証人】

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、成年後見人等は成年被後見人等の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。

保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人等と成年被後見人等とが利害対立してしまうからです。

成年後見人等に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人等は、施設や病院へ成年後見人等の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

【各種ガイドライン】

意思決定に関する各種ガイドラインも作成されていますので、手続きを進める際の参考にしてください。

- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

（３）成年被後見人の死後の事務

平成 28 年 10 月 13 日「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下 改正法)が施行され、死後事務に関する規定が設けられました。

法改正前は、成年被後見人の死亡により、成年後見人等の職務は終了となり、法定代理権等の権限も喪失していました。

しかし、実務上は、被後見人の死亡後も一定の事務を行うことがあり得ることから、改正法では、成年後見人は、被後見人の死亡後にも一定の範囲の事務を行うことができることとされ、またその要件が明確にされました。

成年後見人が行うことができるとされる死後事務及び要件は以下のとおりです。

行うことができる死後事務 3 種類
ア 個々の相続財産の保存に必要な行為 (例)相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の完成猶予のための行為 等
イ 弁済期が到来した債務の弁済 (例)成年被後見人の医療費、入院費や公共料金等の支払 等
ウ その死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為 (上記ア、イに当たる行為を除く) (例)遺体の火葬に関する契約の締結、債務を弁済するための預貯金の払い戻し 等
要件（各要件を満たしていることが必要）
① 成年後見人が当該事務を行う必要があること ② 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと ③ 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかでないこと 上記ウの死後事務を行う場合には、①～③の要件に加え ④家庭裁判所の許可も必要となる。

※改正法の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されません。

（４）成年後見人等の報酬

成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が定めた額の報酬を本人の財産から受け取ることができます。なお、本人の資力が乏しく、第三者後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など)が本人から報酬を得られない場合には、「成年後見制度利用支援事業」(→P.34 参照)の利用により後見報酬の助成が受けられる場合があります。

Ⅱ 市町村長申立て

1 市町村長申立てとは

市町村長申立ての根拠法令

市町村長は、65 歳以上の高齢者又は知的障がい者、精神障がい者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

【市町村長申立にかかる根拠法令】

- ・老人福祉法(第 32 条)
- ・知的障害者福祉法(第 28 条)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第 51 条 11 項 2 号)

この「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

【虐待防止に係る根拠法令】

- ・高齢者虐待防止法(第 28 条)
- ・障害者虐待防止法(第 44 条)

【成年後見制度利用支援事業に係る法令】

- ・地域支援事業:介護保険法(第 115 条の 45)
- ・地域生活支援事業:障害者総合支援法(第 77 条)

※市町村長申立てを行う例

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合、又は、有る場合でも支援しない場合を、市町村長が申立てを行う例とされています。ただし、この場合でも、3親等又は4親等の親族に、審判請求をする者の存在が明らかであるときは、その者と連絡を取って相談するものとされています。(平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省課長連名通知及びその添付 1、添付 2 のフローチャート参照)

2 市町村長申立ての実務

調査・検討・決定(約2〜3か月)

(1) 後見ニーズ(対象者)の発見(→P. 17)

訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉協議会職員、民生委員、家族親族などからの報告、連絡、相談、要請により、情報が入る。

(2) ケース検討会議等の開催(→P. 20)

市町は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、中核機関、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て(本人・親族・市町村長申立て)などの支援策について検討する。

(3) 本人調査(→P. 21)

本人の心身・日常生活の状況・資産状況(わかる範囲)等を把握する。

(4) 親族調査(→P. 22)

2親等内の親族(他の申立権者)を確認するため戸籍謄本、附票などを取り寄せる。

親族がいる場合→2親等内の親族に申立ての意思を確認し、申立て意思がある、または既に4親等内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に対して申立ての支援を行う。※但し、2親等内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。

親族がいない場合→(5)へ進む

(5) 成年後見登記事項の確認(→P. 23)

福井地方法務局(窓口請求)又は東京法務局(郵送請求)へ、成年後見等の登記の有無について確認する。

登記ありの場合→成年後見人等に対応を依頼する。

登記なしの場合→(6)へ進む

(6) 本人情報シート、診断書の作成依頼、申立て類型の検討(→P. 24)

本人情報シート(家庭裁判所の指定様式)の作成を本人と関りが深い相談員等に依頼する。診断書(家庭裁判所の指定様式)の作成を医師に依頼する。医師は精神科医が望ましいが、本人の状況をよく分かっているかかりつけ医でもよい。

医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。

(7) 成年後見人等候補者の検討(→P. 25)

特別な事情等がある場合は、その後の手続き等を円滑に行うため、候補者を検討する。

申立準備
(約1か月)

(8) 市町村長申立て要否の検討・決定 (→P. 27)

市町村長申立ての要否について検討し、最終的に判断する。

(9) 申立て書類の作成等 (→P. 27)

申立に必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。

家裁での審判
(原則約1〜2か月)

(10) 家庭裁判所への申立て (→P. 30)

本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てる。

申立費用(収入印紙、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。

※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

(11) 審理 (→P. 31)

調査官による調査(本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席)

医師による鑑定(必要な場合のみ)

(12) 審判の確定 (→P. 32)

審判書が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ、後見等開始審判の法的効力が確定する。

家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登録するよう依頼。

後見等開始

(13) 後見等の開始 (→P. 32)

○申立費用について

本人負担の審判が出ている場合

→本人へ求償する(成年後見人等宛てに納付書を送付する)

本人負担の審判が出ていない場合

→「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等からの申込みに基づき助成手続きを行う

(1) 後見ニーズ（対象者）の発見

① 相談受付

市町村長による申立て事務は、支援者や関係者・関係団体などさまざまなところからの発見・相談・要請を受けて、情報を把握することから始まります。

高齢福祉担当 → 主に地域から孤立した認知症高齢者や虐待事例に関する高齢者など

障がい福祉担当 → 身寄りの無い知的・精神障がい者や虐待事例に関する障がい者など

○成年後見制度の対象となりうる方（対象者）として、以下のような方が考えられます。

本人の判断能力が不十分であり、かつ、

- ・預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない
- ・商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納している
- ・管理すべき財産が多額（おおよそ 1,000 万円以上）である
- ・悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
- ・家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
- ・家族や親族、知人等から身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト等を受けている、又はその疑いがある
- ・診療・入院契約や介護・福祉サービスを理解ができず、利用が進まない
- ・本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している
- ・遺産分割協議などの相続手続きができない
- ・不動産の処分（売却、賃貸、抵当権設定等）の必要がある
- ・本人に身寄りがない、又は身寄りがいっても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である など

【想定される関係機関】

- ・親族、隣人、知人、民生委員
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護福祉サービス事業者、障害者虐待防止センター、障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、精神保健福祉センター、医療機関、金融機関、警察
- ・当事者団体 など

② 成年後見人等に期待することを整理する

どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。

関係機関等から申立ての要請があった場合、まず成年後見制度の利用が必要とされている理由を聞き取り整理します。

その上で、成年後見人等が選任されることによって本人のニーズが解決されるかをアセスメン

トします。

成年後見人等に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際もスムーズになるメリットがあります。

次のことを整理し、検討します。

☑チェック

- ☐ 本人の生活上・財産上の課題はないか
- ☐ 成年後見制度を利用することで何が解決するか
- ☐ 成年後見制度以外の解決方法はあるか
- ☐ 成年後見制度以外に必要な支援はないか
- ☐ 緊急性の有無→やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

③ 成年後見人等ができないことを確認する

成年後見人等ができないことについて正確な知識を把握する必要があります。

(→P.10 参照)

支援者や関係者の間で、成年後見人等の職務の誤解があると、後のち成年後見人等とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

④ 本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることが出来る制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため、本人の権利擁護の観点から、原則として成年後見人等の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用、欠格条項等法定後見制度について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、申立てや代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となる場合がありますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

「本人の意思の尊重」と成年後見制度

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて3つの類型（補助・保佐・後見）が規定されており、いずれの類型も「本人の意思を尊重する」ことが義務付けられています。

●民法第 858 条 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

●民法第 876 条の 5 保佐の事務及び保佐人の任務の終了等

保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

●民法第 876 条の 10 補助の事務及び補助人の任務の終了等

前文略…第 876 条の 5 第 1 項の規定は補助の事務について準用する。

【申立てにあたって】

- ・補助類型は申立てを行う際には、「本人の同意」が必要です。申立てにあたって、あらかじめ本人に説明をして理解を得る必要があります。本人が申立てを拒む場合は、手続きができません。
- ・保佐類型と後見類型は、申立てにあたって「本人の同意」は必要とされていませんが、本人の状態に応じて、関係者からわかりやすく説明をする必要があります。
- ・また、申立ての際、補助類型の場合、同意権（取消権）と代理権を付与するにあたっては、本人の同意が必要になります。
- ・保佐類型の場合は、代理権の付与にあたって、本人の同意が必要になります。したがって、どのような権限を付与するのか（されるのか）について、具体的に例を挙げて説明し、理解を得る必要があります。

(2) ケース検討会議等の開催

市町村が後見ニーズを把握したら、本人の状況確認等のため、必要に応じてケース会議を開催します。

なお、ケース検討会議は担当課職員と対象者に関与している機関・団体等の実務レベルの担当者で構成しますが、今後の支援内容によっては新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。

【ケース検討会議等での確認・検討事項】

- ・当面の福祉的対応の在り方
- ・市町村長申立ての実施を含めた成年後見制度利用の必要性
- ・日常生活自立支援事業など他制度利用の必要性
- ・必要な情報収集を図るための役割分担 など

また、虐待などの緊急な対応が必要な場合は、「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図る必要があります。（老人福祉法第11条、知的障害者福祉法第16条、身体障害者福祉法第18条、障害者虐待防止法第9条参照。必要に応じて、措置後、市町村長申立てを行います。）

※複数の市町村が関与している場合の対応

（例）A市に住民登録をしていて、国民健康保険や介護保険等についてもA市で加入しているが、B市の特別養護老人ホーム等に入所しているような場合には、どちらの市長が申立てを行うのが適当でしょうか。

実は、この点についての明確な法的規定はありません。基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）、介護保険法、生活保護法における援護の実施者は誰かという解釈が、申立者を誰にするかという解釈につながると考えます。つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関となっている市町村が申立てを行うのが妥当と思われます。

最終的には、該当する市町村間において、本人の実情をよく把握している自治体はどちらか、本人の権利や利益を守るためにはどちらの自治体で行うのがより適切か、というポイントを意識して調整することが必要でしょう。

(3) 本人調査

市町村担当職員は、関係機関(福祉サービス事業所、介護支援専門員、地域包括支援センター、相談支援事業所等)から収集した情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身や日常生活の状況、資産の状況等をわかる範囲で把握します。

※必要に応じて、近隣の支援者等からも本人の状況について情報収集します。

情報収集する具体的な内容は次のとおりです。

情報項目	具体的内容
①本人の基本情報	・氏名、生年月日、住所、世帯構成等 ※住民票を確認
②心身の状況	・何らかの精神的疾患を抱えているか、その症状は ・かかりつけ医がいる場合には、その医院名、主治医 ・判断能力はどの程度か
③日常生活の状況	・どのような日常生活を送っているか(自立して生活できるのか、寝たきりなのかなど) ・介護認定状況
④財産、収支の状況	・資産状況はどのくらいか(わかる範囲で結構です) 【例】持家／借家、年金、生活保護受給、預貯金、借金の有無など ・現在の収入と支出
⑤家族、親族の状況	・有無の確認をして、わかる範囲で親族図や氏名／続柄／住所／同居者の収入等を記入
⑥これまでの経緯等	・地域包括支援センターの職員が直接かかわった場合にはその経緯、保健師、訪問介護員、施設職員、民生委員等から情報提供があった場合には、聞き取ったこれまでの経緯
⑦成年後見制度が必要な理由	・①から⑥の事実関係を総合して、成年後見制度を活用することがどのような問題の解決に繋がるのか
⑧その他	・市町村長申立の判断をする上で上記各項目以外の情報

(4) 親族調査

親族調査を行う理由は、4親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされていること、親族が適時かつ適切に申立てを行うのであればあえて市町村長が介入する必要性が乏しいことが理由です。もっとも、4親等以内の親族を全て調査することは大変な時間と労力を必要とすることから、厚生労働省は平成17年7月29日付け通知により、2親等内の親族(本人と配偶者の父母、祖父母、子、孫、兄弟)の有無を調査することで足りると変更しました。

具体的な手続きは下記のとおりです。

① 2親等内の親族の存否と、存在する場合の現住所を調査する

推定相続人は現在の戸籍だけでは確定できないため、本人の戸籍を出生まで遡って調査します。

必要な改製原戸籍や除籍謄本と現在の戸籍の附票(推定相続人の現在の住所を知る)を取り寄せます。

基本的には、2親等内の親族まで調査を行いますが、2親等内の親族が不在の場合は3親等内の親族、3親等内の親族も不在であれば4親等内の親族も調査します。

② 2親等内の親族がいる場合、本人についての法定後見申立て意向を確認する

親族関係や住所が把握できたら、手紙等により連絡をとります。成年後見制度を知らない場合が多いので、制度の概要説明の資料を添付します。

申立て手続き諾否に関する文書回答を依頼し、申立て手続きを拒む場合は市町村長が申し立てる旨を説明します。回答提出期限を決めておき、期限までに回答がなかった場合は、申立意思のないものとして市町村長申立てを行う旨を記載します。

過去の経過から、明らかに関与を拒否している者については、その経過から意向が推測される部分もありますので、その場合は意向調査が不要と判断される場合もあります。

※虐待をしている親族に申立てを知られたくない場合の対応

虐待をしている親族に申立てすることを知らせる必要はありません。申立ての際には、親族に申立てを知らせない方がよい場合は、親族に申立てを知らせていない事情や理由を書いた書類を添えて、申立てを行います。

後見開始の際の審判の記録については、当事者または利害関係を疎明した第三者に閲覧等の請求権があります。親族の場合、記録の閲覧を請求することが出来る場合が多いでしょう(家事事件手続法第47条第1項)。当事者が審判記録の閲覧を申立てた場合、原則として許可しなければならないとされていますが、当事者や第三者の私生活若しくは業務の平穩を害する恐れがある場合などは、例外として申立てを許可されない場合があります。閲覧を制限する合理的な理由がある場合には、申立ての際に「非開示希望申出書」を申立ての際に提出しておくといいでしょう。(家庭裁判所の担当者と事前に相談しておくスムーズです)

(5) 成年後見登記事項の確認

すでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するため、法務局に対し「登記されていないことの証明申請書」(→P.147 参照)を請求します。

なお、窓口請求の場合は福井地方法務局戸籍課へ、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課へ行います。公用請求のため手数料は無料となります。

	窓 口 請 求	郵 送 請 求
住 所	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 福井地方法務局戸籍課	(〒102-8226) 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課
電 話	0776-22-4344 (受付時間:午前8:30~午後5:15)	03-5213-1360
持参(送付) 書類	・「登記されていないことの証明申請書」(市町村町名で申請) ・公用無料交付申請書	・「登記されていないことの証明申請書」(市町村町名で申請) ・公用無料交付申請書 ・返信用封筒(切手貼付、A3サイズ) ※申請書を受領してから発送するまで2~3日要する。

確認の結果、既に成年後見人等が選任されている場合には、当該成年後見人等へ対応を依頼することになります。

また、既に任意後見契約が登記されている場合にも、本人の意思を尊重し、当該任意後見契約が優先されますが、「本人の利益のため特に必要があると認める」とときには、家庭裁判所が後見開始の審判等を行うことができますので、本人をとりまくさまざまな事情を慎重に検討のうえ、市町村長申立ての可否について検討してください。

【任意後見契約に関する法律 第10条(後見、保佐及び補助との関係)】

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

（６）本人情報シート、診断書の作成依頼、申立て類型の検討

法定後見は、本人の事理弁識能力（有効に契約等の法律行為をするために必要な意思表示をする能力のことをいい、具体的には自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力のこと。）の程度によって3類型に分類されますが、どのような類型になるかについては家庭裁判所が決定することになっています。

この類型決定において家庭裁判所の判断の基となるものが、医師による診断書（→P.142 参照）です。なお、成年後見制度の診断書は平成 31 年 4 月から改定されました。その後も改訂が行われ、令和 3 年 10 月改定が最新版となります。

判断能力の状態を見ることから精神科の医師による診断書が望ましいですが、診断書を作成する医師の資格等の限定はありません（かかりつけ医も可）。

本人が日頃一人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、支援者等から本人の現在の状況や困っていることを医師に伝えた上で、「後見・保佐・補助」の類型について診断を仰ぎます。

また、成年後見制度の診断書の改定と併せて、「本人情報シート（→P.145 参照）」が平成 31 年 4 月から導入が開始されました。本人情報シートの作成は任意ですが、医師が診断書を作成するに当たっての参考資料としていただくために、本人を支える福祉関係者によって作成され、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報が、医師が判断する際の補助資料として提供されることが望ましいです。

本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方々（社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーカー、介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや権利擁護支援センター等の職員）によって作成されることを想定しており、親族や本人が作成することは想定されていません。

成年後見制度の診断書や本人情報シートの記載方法等については、「最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引」」を参考にしてください。（→P.97 参照）

申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、鑑定連絡票に記載してもらうようにします。

診断書にかかる経費は原則本人の負担となりますが、市町では成年後見制度利用支援事業の対象にすることができます。

生活保護受給者の場合には、生活保護法第 28 条の規定により、検診命令での受診と診断書の作成及び費用の支払いが可能な場合があります。

○診断書は3か月以内のものを求められます○

親族調査等が長引き、診断書の有効期限（3ヶ月）が切れてしまうのを防ぐため、医師に診断書を出してもらう前に、口答で類型（後見・保佐・補助）が何になるかを聞いておくといいです。

（７）成年後見人等候補者の検討

成年後見人等の選任は、家庭裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありません。しかし、①本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人が後見人等に就任した方が本人にとっても周囲にとっても好ましいこと、②候補者がいない場合、家庭裁判所が申立てを受理してから候補者を探すことになりますが、候補者調整に難航すれば審判が確定するまで時間を要すること等から、成年後見人等候補者を推薦しておくとその後の手続きが円滑に進めやすいです。

市町村長申立てのケースは、基本的に親族が成年後見人等になることは見込めませんので、第三者を候補者として確保することになります。第三者の成年後見人等として、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等が主な候補者となります。

なお、成年後見人等候補者が見つからない場合は、やむを得ず成年後見人等候補者欄を空欄にせざるを得ない場合もあります。

成年後見制度に関する専門職団体

機 関 名	電話番号	所 在 地
福井弁護士会	0776-23-5255	〒910-0004 福井市宝永 4 丁目 3 番 1 号 サクラ N ビル 7 階
福井県司法書士会	0776-43-0601	〒918-8112 福井市下馬 2 丁目 314 司調合同会館
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート福井県支部	0776-36-0016	〒918-8112 福井市下馬 2 丁目 314-314
一般社団法人 福井県社会福祉士会	0776-63-6277	〒918-8011 福井市月見 3 丁目 2-37
福井県行政書士会	0776-27-7165	〒910-0005 福井市大手 3 丁目 4-1
公益財団法人 コスモス成年後見 サポートセンター福井県支部	0776-27-7165	〒910-0005 福井市大手 3 丁目 4-1

【個人情報の取り扱い】

成年後見人等候補者へ打診する際の個人情報の開示については、個人が特定できる氏名等を消して概略を示している市町が多いようです。

しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職は、利益相反をチェックするために個人が特定できる氏名等を事前に必要とし、また法人後見などの場合にも、支援の方法やチームをつくるための判断材料がないと受任の可否を判断できないことがあります。

現状では、市町による情報公開・個人情報保護条例の規定により厳正な対応が必要とされていますが、速やかに成年後見人等候補者を決めるうえでは最低限の情報開示は不可欠であるこ

とから、市町と成年後見人等候補者を推薦する専門職団体等とが守秘義務に関する覚書等を締結するなどにより、より迅速に候補者の選定ができるようにしていく必要があります。

「利益相反」とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

(例)・本人が利用している福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合。

・親の相続をめぐる兄弟姉妹間に同じ成年後見人等が就任する場合。

○参考法令

個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第 8 条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(8) 市町村長申立て要否の検討・決定

市町村長申立て決定の判断に際しては、客観性・公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。

市町村長申立てを最終決定する際の判断材料として、以下の項目が挙げられます。

- ① 市町村長申立て要否に関する意思決定
- ② 申立て類型の検討(後見、保佐、補助)
- ③ 成年後見人等候補者の検討
- ④ 対象者に対する申立て費用求償の検討

(9) 申立て書類の作成等

市町長申立ての決定を受け、市町担当職員は地域包括支援センターなどの本人の事情を良く知っている人の協力を得ながら、申立てに必要な書類を作成又は収集します。

なお、令和2年4月より、後見等開始申立書等の統一書式の運用が開始されました。

今まで、後見等開始申立書等については、各家庭裁判所において作成された書式が使用されていましたが、全国の家裁裁判所で使用できる統一書式で運用が開始されています。

申立書類の様式(PDF)については、福井家庭裁判所のホームページにも掲載されています。

https://www.courts.go.jp/fukui/saiban/tetuzuki/14/Vcms4_00000259.html

	申 立 て 書 類	入手先	備 考
(申立前)作成書類	本人情報シート 【関係機関の協力を得て作成】	※様式などは、家庭裁判所HP等を参照のこと	・本人の状況をよく知っている人が中心となり作成することが望ましい(包括職員、施設職員、ケアマネなど) ※申立に添付のこと(作成から3ヵ月以内のもの)
	診断書と診断書付票 【担当者が収集】		・主治医に依頼(必ずしも精神科医である必要はない) ・費用は医療機関ごとに異なる ※申立に添付のこと
(申立時)作成書類	申立書【担当者が収集】	※様式などは、家庭裁判所HP等を参照のこと	
	代理行為目録・同意行為目録 (保佐・補助の場合)【担当者が作成】		・行為を「特定」する必要がある(法律上規定された以外の包括的な代理権は認められないため)
	申立事情説明書		・本人の状況をよく知っている人が中心となり作成することが望ましい(包括職員、施設職員、ケアマネなど)
	親族関係図 【担当者が作成】		・基本的には2親等までの記載で足りる ・3親等、4親等の親族については現に把握している範囲で記載すれば足りる ・不明な場合は「不明」と記載する
	親族の意見書 【関係機関の協力により収集】		・親族調査の段階で連絡がついた親族に限り、取れる範囲で取る
	後見人等候補者事情説明書		・すでに家裁の候補者名簿登録済みの専門職、法人の候補者の場合は記載不要
	財産目録 【関係機関の協力を得て担当者が作成】		・資料収集＝本人の事情を良く知っている人の協力を得て収集(包括職員、保健師、民生委員など) ・現時点で判明している財産を記載すれば足りる(銀行等への照会は不要)
	相続財産目録 【関係機関の協力を得て担当者が作成】		・本人を相続人とする相続財産がある場合に提出
	収支予定表 【関係機関の協力を得て担当者が作成】		・資料収集＝本人の事情を良く知っている人の協力を得て収集(包括職員、保健師、民生委員など) ・過去1年程度の収支を見て、分かる範囲で記入
	本人同意書(保佐・補助の場合) 【関係機関の協力により取得】		
添付書類	本人の戸籍謄本(全部事項証明書)	市町村役場	1通(発行から3ヵ月以内のもの)
	本人の住民票(本籍が記載されているもの)又は戸籍附票		1通(発行から3ヵ月以内のもの)

	申 立 て 書 類		入 手 先	備 考
申 立 て 添 付 書 類	後見人等候補者の住民票又は戸籍附票		市 町 村 役 場	1 通(発行から 3 ヶ月以内のもの)
	本人の成年後見登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)		法務局	1 通(発行から 3 ヶ月以内のもの)
	本人の財産に関する資料	不動産についての資料	法 務 局・市 町 村 役 場	不動産登記事項証明書(登記簿謄本)、名寄帳、 固定資産評価証明書、固定資産税納税通知書の いずれかの原本又はコピー
		預貯金、投資信託、 株式等についての資料	銀行・郵便 局・保険会 社・証券会 社など	通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書 などのコピー
		生命保険、損害保険 等についての資料		保険証書などのコピー
		負債についての資料		金銭消費貸貸契約書、借用書(証)、返済明細 書、督促状のコピーなど
	本人の収 支に関する資料	収入についての資料	市 町 村 役 場から送ら れて来るも のなど	所得証明書、確定申告書、源泉徴収票、給与明 細書、年金額決定通知書などのコピー
		支出についての資料		通帳(引き落としがされているもの)、各種税金の 納税通知書、家賃・医療費・施設費の領収書など のコピー
本人の健康状態に関する資料		市 町 村 役 場から送ら れて来るも のなど	介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福 祉手帳、身体障害者手帳などの写し	
申 立 て に 必 要 な 費 用	申立手数料 収入印紙 800 円		郵便局など	保佐及び補助の場合で、あわせて申立てする同 意権又は代理権の付与の申立て 1 件ごとに、ほか に 800 円必要
	郵便切手 2,275 円(保佐・補助 3,275 円)			500 円 2 枚(保佐・補助は 4 枚) 320 円 1 枚 84 円 10 枚 10 円 10 枚 2 円 5 枚 1 円 5 枚 (後見で本人の預貯金等が 1,200 万円以上は 500 円 2 枚追加)
	登記手数料 (収入印紙) 2,600 円			

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が 5 万円～10 万円程度かかります。

(10) 家庭裁判所への申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ、申立費用(収入印紙、郵便切手、登記印紙)を予納すると共に、必要書類を添えて申立てを行います。

鑑定については、必要な場合、家庭裁判所から後日連絡がありますので、その際には鑑定費用を市町の会計から予納してください。鑑定費用は5万円～10万円程度かかります。

○申立て費用の求償

申立て費用は原則として申立人の負担とされているため、市町長申立ての場合は市町が負担することになります。ただし、市町が負担することが公平の観点から妥当性を欠くとみられるような事情があるときは、申立て時に本人負担の審判を求める旨上申し、申立て費用について本人負担の審判があった場合は、本人へ求償することができます。

※関係法令等

- ・家事事件手続法(第28条)
- ・老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて(平成12年7月3日 厚生労働省事務連絡)

○審判前の保全処分

成年後見等開始の審判がなされるまでの期間は短縮傾向にありますが、それでも約6割超が1か月以上となっています(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況-令和4年1月～12月-より」)。

このため成年後見人等が活動を開始するまでの間に、本人の財産が侵害される、又はそのおそれがあるときなど緊急の対応が必要な場合、成年後見等申立てと同時に、「審判前の保全処分」の申立てを行うことになります。

申立てに伴い、家庭裁判所は、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対し、本人の生活、療養監護若しくは財産の管理に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令の保全処分の決定を行うことができます。

財産管理人は、民法第103条に定める管理行為(保存行為、物又は権利の性質を変えない範囲における利用・改良行為)をすることができ、管理行為を超える行為をする場合は、権利外行為として家庭裁判所の許可を要する(民法第28条)と考えられます。

なお、本保全処分は、正式に成年後見人等が選任されるまでの暫定的処分となっています。

また、場合によっては保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生するおそれもあります。その場合、市町により一時的に通帳等を保管せざるを得ない場合もありますが、その際法律上の根拠として、民法第697条の「事務管理」という考え方を適用する例もあります。

「事務管理」とは、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為をいうものであり、その事務の性質にしたがって最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされています。

しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人又は法定代理人が管理するまで継続しなければならないなど、運用上様々な困難が想定されることから慎重な取り扱いが望まれます。

例えば東京都品川区では、区が品川区社協との間で財産保全・保管の委託契約を行い、契約に基づき同社協が後見人への財産引き渡しまでの期間、通帳等の財産を保管するという運用を行っています。

※関係法令

- ・民法(第 28 条、第 103 条、第 697 条)
- ・家事事件手続法(第 126 条、第 134 条、第 143 条)

(11) 審理

家庭裁判所は、市町長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、本人の能力や生活状況、財産状況などの多くの事実関係の調査や、申立人、本人等との面談による聞き取り調査を行います。家庭裁判所からの呼び出しもありますので、その際には実情等を説明してください。

調査の結果は報告書にまとめられて裁判官に報告され、判断の材料にされることになります。

○受理面接

申立て書類を提出した後、後日、日程調整の上で改めて来庁いただき、受理面接を実施しています。受理面接では、裁判所の参与員等が、申立人、成年後見人等候補者から本人の状況(症状、生活状況、財産状況等)を確認すると同時に、成年後見人候補者の適格性について面接を行います。

○鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。申立て時に提出した診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で行われます。

後見開始又は保佐開始の審判をするには鑑定が必要とされていますが、明らかにその必要がないと認められるとき(植物状態の場合や診断書から一見して判断能力に欠けていると判断される場合等)は不要とされます(家事事件手続法第 119 条、第 133 条→P.163～参照)。補助開始の審判については鑑定が不要とされていますが、診断書だけでは判定が困難な場合には鑑定が必要となるときがあります。

実情としては、全ての成年後見等開始の審判において、約 9 割が鑑定を省略されています。(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況一令和 4 年 1 月～12 月一」より)

○審判

裁判官は、申立人から提出された書類や調査官が行った調査、鑑定結果などに基づき、後見等開始の審判を行い、併せて、最も適任と考えられる方を成年後見人等を選任します。

また、保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意権や代理権も定めます。

(12) 審判の確定

審判の結果は、家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。

この結果(却下を含む)に対し民法第7条(第11条、第15条第1項)で定める後見(保佐・補助)開始の審判の申立権者(市区町村長を除く)は、告知又は通知された日から2週間以内に不服申立て(即時抗告)を行うことができます。

ただし、誰を成年後見人等を選任するかという点については即時抗告をすることができません。

即時抗告がなされずに前記の2週間が経過した場合や、高等裁判所で即時抗告が棄却又は却下された場合に、審判の法的効力が確定することになります。

審判が確定して初めて、成年後見人等の後見開始等の審判の効力が生じることになります。

審判が行われた段階ですぐに後見人が動けるわけではないことに注意しましょう。

※「即時抗告」とは(家事事件手続法第156条)

審判に不服があるとき、2週間以内に不服の申立てを行い、高等裁判所での審理を求めることを「即時抗告」という。

即時抗告の申立てができる事件は法律によって決められており、全部の事件について即時抗告の申立てができるわけではない。

(13) 後見等の開始

成年後見等開始の審判確定後、家庭裁判所から東京法務局へ審判内容が通知され、東京法務局の登記ファイルに審判内容が登記されます。

登記が終了すると、家庭裁判所から成年後見人等へ登記番号が通知されますので、成年後見人等は、その番号をもって東京法務局又は福井地方法務局へ登記事項証明書を請求します。この登記事項証明書を使用することによって、成年後見人等は金融機関から本人の預金を引き出したり、各種届け出をすることができるようになります。

申立て費用について、本人負担の審判が出ている場合には、費用を本人に求償します。本人負担の審判が出ていない場合には、「成年後見制度利用支援事業」(→P34)の助成対象となる可能性が高いと思われますので、市町村長申立担当者は同事業の利用を申請するよう、成年後見人等へ連絡する必要があります。

また、審判確定後、速やかに、成年後見人等に対し、本人の情報を伝えたり、今後の関係機

関との連携を図っていくために関係機関に情報提供を行います。また、場合によっては、関係者を集めケース会議を開催します。

ケース会議においては、それぞれの支援者が、成年後見人等の役割、権限、権限外の行為を確認するとともに、これまでの支援の流れを確認し、今後の支援方針等について協議し、支援者間での役割分担を行います。参加が可能な状況であれば、被後見人等も同会議に出席することが望ましいといえます。

その後は、本人の状況の変化に合わせて、定期的又は適時に市町の主催によるケース会議を行っていく必要があります。

Ⅲ 成年後見制度利用支援事業

1 成年後見制度利用支援事業とは

介護保険サービス、障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効だと認められる認知症高齢者又は知的障がい者、精神障がい者に対し、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、成年後見制度の利用に係る費用を市町村が補助する事業です。

高齢者は、介護保険法に基づく地域支援事業、障がい者は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象とされています。

このうち、障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から必須事業となり、市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、平成20年10月24日付け厚生労働省老健局計画課長事務連絡（「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」）において、「市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうる」とされており、市町村長申立て以外も補助の対象となっています。

今後、一層の高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加、障がい者の地域生活移行が進むことにより、同事業を利用するケースの増加が予想されることから、市町村においては、その状況を考慮し、対象者が利用しやすい体制の整備が望まれます。

2 補助の対象となる事業

（1）成年後見制度を利用する際の経費

成年後見制度を利用する際に必要な経費として大きく分けて、「申立てに関する費用」と「成年後見人等に対する報酬」があります。

① 申立てに関する費用について（福井家庭裁判所HPより抜粋）

項 目	費 用
収入印紙 （申立手数料）	後見／保佐／補助開始 800 円 保佐（補助）開始＋代理権（または同意権）付与 1,600 円 保佐（補助）開始＋代理権＋同意権付与 2,400 円
収入印紙 （登記手数料）	2,600 円分
郵便切手	2,275 円分（後見）、3,275 円分（保佐・補助） 【内訳】 320 円× 1 枚 500 円× （後見 2 枚、保佐・補助 4 枚） 84 円× 10 枚 10 円× 10 枚 2 円× 5 枚 1 円× 5 枚

鑑定費用	現金 5 万円程度 切手 1,000 円分程度 (鑑定が必要な場合には家庭裁判所から連絡があります)
------	--

② 成年後見人等に対する報酬について

親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は 1 年に 1 回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。もともと、被後見人の資力が乏しい場合、被後見人の財産から報酬が確保出来ない場合がありますので、その際に成年後見制度利用支援事業(成年後見人等に対する報酬助成)を利用します。

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動

成年後見制度利用支援事業は成年後見制度利用促進のための広報・普及活動についても補助の対象としています。

事業例

- ・地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を通じ、成年後見制度のわかりやすいパンフレットを作成・配布
- ・高齢者・障がい者やその家族に対する説明会・研修会の開催
- ・高齢者・障がい者やその家族に対する相談会の開催 など

成年後見制度利用支援事業は、「地域支援事業」(高齢福祉)及び「地域生活支援事業」(障がい福祉)における事業として実施します。その財源は、国・県・市町等の費用負担により構成されています。

事業実施にあたっては下記を参照の上、財源確保や交付申請等の手続き等を行います。

1 地域支援事業（任意事業）

（１）財源

地域支援事業交付金

（財源構成：国 38.5%、県 19.25%、市町 19.25%、1号保険料 23%）

※ 平成 30 年度以降の費用負担率

※ 法律及び政令で定める上限額の範囲内で市町が事業を実施

（２）地域支援事業交付金スケジュール（年度によって異なる場合があります）

4 月	事前協議
7 月	内示・交付申請
11 月	交付決定
12 月	変更に係る事前協議
2～3 月	変更交付申請・変更交付決定
翌年度 6 月	実績報告

（３）その他

・ 事前協議申請等に係る書類は県長寿福祉課へ提出することになります。

（４）県担当課

福井県健康福祉部長寿福祉課

2 地域生活支援事業（必須事業）

（１）財源

地域生活支援事業補助金（財源構成：国 50%、県 25%、市町 25%）

※ 国が示す補助金枠の中で市町が事業を実施

（２）地域生活支援事業交付金スケジュール（年度によって異なる場合があります）

4 月	事前協議
8 月	内示
12 月	交付申請
3 月	交付決定
3 月	変更交付申請・変更交付決定
翌年度 5 月	実績報告

（３）その他

・ 事前協議等に係る書類は県障がい福祉課へ提出することになります。

（中核市は直接国へ提出）

（４）県担当課

福井県健康福祉部障がい福祉課

IV 日常生活自立支援事業と成年後見制度

1 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安のある方に対し、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を基本に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とした事業です。

●主なサービスの内容

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や相談、利用するための申し込みや契約のお手伝い、利用をやめるために必要な手続き、福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きなどを行います。

(2) 日常的金銭管理サービス

金融機関等に行って、年金や福祉手当等の受領、預貯金のおし入れや解約などの手続きのほか福祉サービスの利用料金や医療費、公共料金、家賃などの支払い手続きを行います。

(3) 日常的事務手続き

居住している家屋の賃借に関する手続きや住民票の届けに関する手続き、商品購入に関する簡易な苦情処理(クーリングオフ等)の手続きを行います。

(4) 書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類等をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

●利用料

相談から契約までは無料です。

契約後、本事業による支援を開始してからは 1 回 1 時間あたり 1,200 円以内の利用料がかかります。

(市町によって利用料は異なります。また 1 時間を越えると 30 分ごとに加算されます)

※生活保護を受けている方は無料です。

※貸金庫を利用する場合、(生活保護を受けている方でも)月 500 円かかります。

●相談受付窓口

ご利用については、現在お住まいの市町の社会福祉協議会にご相談・お問合せください。

2 日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係

成年後見制度では、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上保護)に関する契約等の法律行為を援助することができますが、日常生活自立支援事業は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しているため、成年後見人等の業務に代わるものではありません。

なお、本人の利益のため、日常生活自立支援事業による支援が必要不可欠な場合は、成年後見人等が選任されていても併せて利用することができます。その場合、援助の必要性や範囲、成年後見人等との連携、役割分担などについて検討する必要があることから、「契約締結審査会」に諮ったうえで対応します。

●成年後見人等が選任された方と日常生活自立支援事業の契約が想定されるケース

成年後見人等が選任された方本人が、福祉サービスを利用するうえで日常生活自立支援事業が必要であり、かつ成年後見人等が行う業務の範囲では本人が日常生活を送ることができない場合になります。

【具体例】

- ① 遠隔地に住む親族が後見人等に選任されており、事情により支援が困難な場合
- ② 高齢の配偶者(または親族)が後見人等に選任されている場合 等

●日常生活自立支援事業と成年後見制度【対照表】

	日常生活自立支援事業		成年後見制度	
所管庁	厚生労働省		法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等		民法、家事事件手続法、政省令等	
対象者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上の障害により事理弁識する能力	が不十分な者＝補助 が著しく不十分な者＝保佐 が欠く常況にある者＝後見
担い手・機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会等 法人の履行補助者として 専門員、生活支援員	保護者 複数可	補助人・保佐人・成年後見人(自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人)
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施主体)及び運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人
費用	社会福祉事業として、 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担(生活保護利用者は公費助成)		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化	

		日常生活自立支援事業	成年後見制度
手続きの はじまり		社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)	裁判所に申立(本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等。市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定) ※本人の同意:補助=必要 保佐・後見=不要
意思能力の確認・ 審査・鑑定・診断		「契約締結判定ガイドライン」により確認あるいは 契約締結審査会で審査	医師の診断書を裁判所に提出、必要な場合に鑑定を実施(最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成)
援助の目的・理念		契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と保護の調和
援助(保護)の 特徴		生活に必要不可欠な福祉サービスの利用に関する 情報提供、相談と代理	法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意
援助(保護)の 種類、方針	相談	○福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし(法律行為ではないため) * 成年後見制度申立て等の手続案内は家庭裁判所で実施
	法律行為・財産管理・福祉契約等	○ 日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与 ○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える ○ 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※施設の入所手続きの代理は援助から除外 ※上記のことを援助の種類とし、情報提供相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	○ 財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等の法律行為) ・同意権・取消権(補助は家裁が定める「特定の法律行為」、保佐は民法第13条1項各号所定の行為及び民法第13条2項により家裁が定める行為、成年後見は日常生活に関する行為以外の行為) ・代理権(補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関する全ての法律行為) ※身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定を新設。また、身上保護に関する個別的規定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の規定を新設。